乙訓中学校事務組合 今年度末解散へ

4月から向日市立中学校としてスタート

さる二月八日、京都府乙訓中学校事務組合（乙訓二市一町と京都市で構成）の議会全員協議会で、同組合の今年度末解散に係る事項について合意をみました。これに伴って、構成団体の議会で議決を得ることになり、本市では、二月十八日の市議会臨時会で、中学校事務組合解散協議案、同組合財産処分協議案、および新しい中学校名を盛り込んだ向日市立学校設置条例案が原案どおり可決されました。

したがって、乙訓中学校は勝山中学校に、第四乙訓中学校は西ノ岡中学校に、新設の第五乙訓中学校（仮称）は寺戸中学校として4月1日からスタートすることになりました。

京都府乙訓中学校事務組合は、昭和二十二年四月に乙訓中学校一校をもって、当時の乙訓地域の町村により、「乙訓郡向日町ほか七か村学校組合」として設立されました。それ以降、構成団体の数の増減などがあり、現在、乙訓二市一町と京都市で構成されています。

その間、生徒数の急増によって、昭和四十六年に大山崎町で第二乙訓中学校が昭和四十八年に京都市南区久世地域で第三乙訓中学校が、昭和五十年には向日市物集女町で第四乙訓中学校がそれぞれ新設。さらに、本年四月開校をめざし、第五乙訓中学校（仮称）を建設中です。

また、京都市西京区大原野地域から乙訓中学校へ通う生徒が、昭和五十七年四月以降、洛西ニュータウン内の京都市立中学校に通学することになり、自治体の区域を越えての通学者がなくなります。

そのため、昭和五十五年五月二十八日の中学校事務組合議会において、「乙訓中学校事務組合の各中学校の生徒は、昭和五十七年四月をもって、それぞれ各市町にある中学校に通学することとなるため、中学校事務組合を存続し、共同で運営する意味がなくなることから、昭和五十七年三月末をもって、中学校事務組合を解散する」ことの方向づけが確認されました。

そこで、三市一町の理事者のあいだで、解散に伴う組合財産の適正な処分方法について検討を重ね、昭和五十七年二月一日に、各自治体別帰属財産・清算金について結論を得、二月八日の事務組合議会全員協議会において、中学校事務組合解散に伴う事項につき合意をみました。

このような経過により、京都府乙訓中学校事務組合を昭和五十七年三月三十一日をもって解散することになりました。なお、財産処分の内容および清算金は、下表のとおりです。

財産処分の内容および清算金

財産	帰属先
乙訓・第四乙訓・（仮称）第五乙訓中学校に係る財産	向日市
第二乙訓中学校に係る財産	大山崎町
長岡京市滝ノ町1丁目26番地の1（実験実習地）に係る財産	長岡京市
第三乙訓中学校に係る財産	京都市

支払団体	支払先	金額
向日市	京都市	221,514千円
大山崎町	長岡京市	220,577千円
	京都市	301,553千円

校名は本市にふさわしく

勝山中学校　西ノ岡中学校　寺戸中学校　に変更

京都府乙訓中学校事務組合の解散に伴う事項が、本年二月八日に構成団体三市一町間で合意に達し、本年四月一日から市内の中学校三校（建設中の新設校を含む）が本市に帰属する運びになりました。

そのため、向日市立中学校の準備事務として、まず校名を決める必要が生じました。

中学校の名称については本市の中学校にふさわしい校名とするため「校名選定委員会」を設置しました。

しかし、その間、組合解散にかかる財産処理の問題につき、昨年秋から極めて難しい事態を迎え、昭和五十七年三月末の組合解散そのものもあやぶまれるような状況の中で、解散の合意をみる以前に、新しい校名を決めるという作業は非常に制約された中で進められました。

校名選定委員会はこのような情勢の中で、延べ三回にわたり熱心な討議の末、意見書をまとめました。

教育委員会では、この意見書を尊重し、新しい校名を選定しました。

特に「乙訓中学校」の校名については、昭和二十二年発足時において、旧乙訓地域一町七か村で組織する学校組合の中学校として、乙訓地域のそれぞれの町村から中学生が通学するため乙訓地域一校の中学校にふさわしい名称として「乙訓」がつけられていました。

しかし、新しい校名の選定にあたっては、本年四月からは向日市立の中学校として、向日市の生徒のみが通学することになるため、向日市の学校にふさわしく、歴史と伝統を受け継ぎ、未来にはばたく校名とするため、学校所在の歴史的に由緒のある地名、または呼び名をもとに校名が選定されました。

乙訓中学校は、向日丘陵の緑深き南部の杜（もり）を勝山と呼ばれており、その杜のふもとにある学校として、自然を愛し、次の世代を担う人間を育てる願いをこめて「勝山中学校」とつけられました。

第四乙訓中学校は、向日丘陵一帯は西ノ岡と呼ばれており、その丘陵一帯が展望できる学校として、未来永ごうの発展を願い「西ノ岡中学校」とつけられました。

また、新設中学校の校名については、約千三百年前の先人が、寺戸用水と呼ばれる、かんがい用水路を開発し、地域の農耕文化の発展に寄与した偉業を尊び、二十一世紀に飛躍する願いをこめて「寺戸中学校」とつけられました。

これら中学校は、四月一日から向日市立中学校として新しく出発します。

同和問題はみんなの問題

わたしたちのまわりには、まだまだ差別が残っています。なかでも同和地区の人たちへの差別は重大な問題です。

同和問題は古い身分制度により今日においてもなお一部の人々が経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、だれもが保障されている市民的権利と自由が完全に保障されていないという、きわめて深刻な社会問題です。

国民的課題としての同和問題の早急な解決を図るため、昭和44年に「同和対策事業特別措置法」が施行され、広く関係者の協力を得また、国や地方公共団体では、積極的な取り組みを進めてきました

今日では、同和地区の生活環境・産業基盤などの改善整備はかなり充実してきました。児童の保育高等学校等の進学奨励などの教育の充実、職業訓練等による職業の安定化などについても、相当の効果をあげ、生活の改善も図られています。

国民の同和問題に対する理解度も高まってきました。

しかし、今日でもなお同和地区出身という理由で、結婚、就職などの「差別」が表われています。

悪質な差別落書や文書、差別図書（地名総鑑）事件など京都府下でも日常生活の中で種々の差別事象が起こっています。

このように、道路の整備とか、住宅の改良などの目に見える面については、かなり改善されてきましたが、結婚や就職などについては、なお改善を必要とする問題があり、今後の課題です。

昭和44年に施行された「同和対策事業特別措置法」は、三つの付帯決議がなされ、三年間延長されていますが、この決議が実行されないまま多くの事業を残して、本年3月末で期限切れを迎えようとしています。同和問題の解決をさらに進めるために、「同和対策事業特別措置法」の強化改正が必要です。

言うまでもなく、同和問題は、人が人として幸せな生活を送るために最も大切な自由と平等に関する問題であり、憲法で保障された基本的人権にかかわる課題です。

一日も早くこのような差別をなくしていくことは、行政の責任であるとともに、国民一人一人の務めではないでしょうか。

わたしたちみんなが、お互いの人権を尊重し合い、心のふれあう温かいまちを築きましょう。

あなたも参加しませんか

市民ハイキング

▽とき　3月28日（日）（雨天中止）
▽集合　午前9時に阪急東向日駅前集合
▽行先　大山崎宝寺―酒解神社―天王山―浄土谷栗願寺―柳谷観音（昼食）―西山アスレチック―長岡天神駅―東向日駅（解散は4時ごろの予定）
▽対象　市内在住の方（ただし、小学校3年生以下の方については保護者同伴のこと）
▽参加費　大人900円・中学生700円・小学生600円・幼児500円
▽持ち物　弁当、水筒、その他各自必需品
▽申込方法　教育委員会にある用紙で、3月25日までにお申し込みください。
▽主催　教育委員会・体育指導委員会
〔お問い合わせ〕
教育委員会社会教育課
☎931―1181

史跡めぐり　丹後の史跡をたずねて

近年、調査が進展し、注目を集めている丹後地方の史跡を見学します。

▽とき　3月21日（日）
▽集合　午前7時に競輪場前
▽コース　丹後郷土資料館・国分寺跡―加悦町農村文化保存伝習センター―蛭子山古墳・作り山古墳・後野円山古墳―峰山町扇谷遺跡・七尾遺跡
▽対象　中学生以上の市民
▽参加費　500円
▽定員　50人
▽申込受付　3月5日から教育委員会で受付
〔お問い合わせ〕
教育委員会社会教育課
☎931―1181

ソフトボール審判講習会

▽とき　3月21日（日）午前9時～
▽ところ　向陽小学校グラウンド
▽対象　向日市民
▽主催　（財）向日市社会体育振興会
〔お問い合わせ〕
体振事務局（教育委員会内）
☎931―1181

防犯対策シリーズ

シンナーなどの乱用

シンナーや接着剤は、もともと工業用や工作用などに使うもので、危険な有機溶剤が含まれています。

昭和55年中だけでも全国でこれを吸入して、50人の少年が死亡しています。

最近では、シンナーなどを吸入してその幻覚作用から殺人や放火などの凶悪な犯罪を犯す少年も現れています。

シンナーやトルエンなどを吸入すると、興奮、マヒ、幻覚などの作用があり、頭痛、貧血などの急性中毒をおこし、慢性中毒になると、運動神経視覚神経などが侵され、成長期の少年の身体に有害な影響をおよぼすおそれがあり極めて危険です

◎乱用防止のために

▽家庭では…うちの子に限ってという考え方をやめて、子供の態度、行動などに十分注意してください。

▽地域では…有毒性を十分認識し、乱用青少年を出さないように注意してください。また、空地や空家の持主は、その管理に注意をはらい、乱用する場所にならないようにしてください。

▽学校では…有害性を理解させ、工作などで使うとき、購入の仕方や管理に十分注意してください。

▽職場では…有害性が十分認識されるよう指導し、保管、管理を厳重にしてください。

▽販売店では…販売する際には、使いみちを確認し、有害性、危険性を説明するとともに、乱用のおそれのある者には売らないようにしてください。

給食調理員を募集

〔職種〕給食調理員（調理師）
〔受験資格〕昭和22年4月2日以降に生まれた女子
〔募集人員〕若干名
〔受付期間〕昭和57年3月1日（月）～8日（月）
（土曜日の午後・日曜日は除く）
〔試験日〕3月中旬の予定
〔試験科目〕一般教養・作文・面接
〔採用予定日〕昭和57年4月1日
〔受験手続・お問い合わせ〕
職員課人事係　内線269
※郵送での受験手続きは不可

■固定資産税課税台帳の縦覧期間が変更されます。詳しくは広報向日市4月1日号をごらんください■